

### (3)剰余金の配当

配当を行う際には、「資本準備金＋利益準備金」の金額が「資本金の1/4の金額」になるまでは、「配当する金額の1/10」を資本準備金又は利益準備金として積み立てる。

・6月20日に開催された株主総会で次の通り繰越利益剰余金の処分が決定された。なお、当社の資本金400,000円であり、資本準備金40,000円、利益準備金40,000円がすでに積み立てられている。

配当金200,000円、改修積立金400,000円、利益準備金 会社法で定める必要額

・6月20日に開催された株主総会で次の通り繰越利益剰余金の処分が決定された。配当金200,000円、改修積立金400,000円、利益準備金 会社法で定める必要額  
なお、当社の資本金は400,000円であり、資本準備金は40,000円、利益準備金は50,000円がすでに積み立てられている。

・6月20日に開催された株主総会でその他資本金剰余金を財源として150,000円、繰越利益剰余金を財源として100,000円して配当を行うことを決定した。なお、当社の資本金は1,000,000円であり、資本準備金は40,000円、利益準備金は50,000円がすでに積み立てられている。

(143回1問)当期に生じた繰越利益剰余金¥3,800,000について、定時株主総会で次のとおり処分方法を決定した。なお、資本金は¥80,000,000、資本準備金は¥12,000,000、利益準備金は¥7,800,000であり、発行済株式数は3,000株である。  
株主配当金：1株につき¥900 利益準備金：会社法が定める金額 別途積立金：¥500,000

【解答】

(3) 剰余金の配当

配当を行う際には、「資本準備金＋利益準備金」の金額が「資本金の1/4の金額」になるまでは、「配当する金額の1/10」を資本準備金又は利益準備金として積み立てる。

・6月20日に開催された株主総会で次の通り繰越利益剰余金の処分が決定された。なお、当社の資本金400,000円であり、資本準備金40,000円、利益準備金40,000円がすでに積み立てられている。

配当金 200,000円、改修積立金 400,000円、利益準備金 会社法で定める必要額  
繰越利益剰余金 620,000円／未払配当金 200,000円  
改修積立金 400,000円  
利益準備金 20,000円

・6月20日に開催された株主総会で次の通り繰越利益剰余金の処分が決定された。配当金 200,000円、改修積立金 400,000円、利益準備金 会社法で定める必要額  
なお、当社の資本金は400,000円であり、資本準備金は40,000円、利益準備金は50,000円がすでに積み立てられている。

繰越利益剰余金 610,000円／未払配当金 200,000円  
改修積立金 400,000円  
利益準備金 10,000円

・6月20日に開催された株主総会でその他資本金剰余金を財源として150,000円、繰越利益剰余金を財源として100,000円して配当を行うことを決定した。なお、当社の資本金は1,000,000円であり、資本準備金は40,000円、利益準備金は50,000円がすでに積み立てられている。

繰越利益剰余金 110,000円　／未払配当金 250,000円  
その他資本金剰余金 165,000円　利益準備金 10,000円  
資本準備金 15,000円

(143回1問) 当期に生じた繰越利益剰余金¥3,800,000について、定時株主総会で次のとおり処分方法を決定した。なお、資本金は¥80,000,000、資本準備金は¥12,000,000、利益準備金は¥7,800,000であり、発行済株式数は3,000株である。  
株主配当金：1株につき¥900　利益準備金：会社法が定める金額　別途積立金：¥500,000

繰越利益剰余金 3,400,000円／未払配当金 2,700,000円  
別途積立金 500,000円  
利益準備金 200,000円